

聖カタリナ大学大学院看護学研究科履修細則

(趣旨)

第1条 この細則は、聖カタリナ大学大学院学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究指導教員)

第2条 授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、研究科委員会は学生ごとに研究指導教員を選任する。選任方法は、第12条及び聖カタリナ大学大学院看護学研究科履修規定第2条に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(授業科目及び開講年次等)

第3条 大学院看護学研究科の授業科目、開講年次及び修了に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 授業科目の開講年次は変更することがある。

(共通科目の履修方法)

第4条 共通科目の履修方法は、必修科目9単位のほか、医療社会学特論、カウンセリング特論、看護倫理学特論、看護マネジメント特論、保健医療統計学特論のうちから3単位以上を含む合計12単位以上を修得しなければならない。

(専門科目の履修方法)

第5条 専門科目の履修方法は、主として専攻する看護学領域の特論と方法特論の計4単位を含み、それ以外に主として専攻する分野及びそれ以外の分野の選択科目から計3単位以上を含む合計7単位以上を専門科目から修得しなければならない。但し、各看護学領域の方法特論は、先に開講する同看護学領域の特論の修得を必要とする。

(研究・演習科目の履修方法)

第6条 研究・演習科目の履修方法は、主研究指導教員及び副研究指導教員の指導を受け、特別研究Ⅰ、特別研究Ⅱ、専門演習の計11単位を修得しなければならない。

2 特別研究の実施は、研究倫理委員会の承認を必要とする。研究倫理審査は、「聖カタリナ大学研究倫理委員会看護学科分会に関する規程」に則り受審する。

(修士論文の審査及び最終試験)

第7条 修士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項については、別に定める。

(雑則)

第8条 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は研究科委員会で行う。

附 則

この細則は、2022（令和4）年4月1日から施行し、令和4年度入学生から適用する。